

社会福祉法人すくすくどろんこの会小口現金取扱規程

- 1、小口現金により購入及び支払いできるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 1万円以下の物品を購入する場合
 - (2) 収入印紙、切手等一般的に現金で支払うことが通例となっているものを購入する場合
 - (3) 児童の自立支援を目的とした食材等を購入する場合
 - (4) 納品書で購入できない店舗において3万円以下の物品を購入する場合
 - (5) 会議時における弁当及び飲み物を購入する場合
 - (6) 新聞購読料を支払う場合
 - (7) 旅費を支給する場合
 - (8) 高速道路利用料金（E T Cカードが利用できない場合に限る。）を支払う場合
 - (9) 公用車に給油する場合
 - (10) 公共料金等で現金払いを指定されている場合
 - (11) その他事前に会計責任者が承認した場合
- 2、小口現金購入において、購入担当者が現金を立て替えることは厳に慎むこと。もし、立て替えた場合は、すみやかに精算すること。
- 3、小口現金取扱者は、原則として現金出納終了後、最低でも現金補充時に小口現金金種別残高内訳表（様式1）を作成すること。
- 4、施設長等は、前項の金種別残高内訳表と現金出納帳の帳簿残高の照合をすること。
- 5、小口現金取扱者は、現金と帳簿残高に差額が発生した場合は、小口現金残高調整表（様式2）を作成し、施設長等を経由して会計責任者に報告すること。

付 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から改定施行する。